



空き家の放置

空き家は個人の財産です

空き家をお持ちの方は、下のポイント等に気を付けて適切に管理しましょう。

建物の適切な
維持管理や補修

庭木等の
定期的な手入れ

害虫の
発生予防

建物の施錠や
侵入防止

ゴミや
不要物の撤去

空き家が原因で
通行人がけがをした場合等、
管理責任を問われる恐れが
ありますので、
適切に管理しましょう。

遠方の空き家や、
ご自身で管理が難しい方は、
ご親類や専門業者等に
管理をお願いされるのも
一つの方法です。

空き家に関するご相談はまずこちらから!

岐阜市空き家総合窓口

● 空き家の所有者・管理者の皆様から
空き家に関する一般的な相談を受け付けています。

● 地域の皆様から
管理されていない空き家の
相談を受け付けています。



※相談の内容により、市の担当者が現地確認等を行い、
空き家の所有者へ適切な管理の依頼等を行います。

受付時間：8時45分～17時30分
(土日・祝日・年末年始除く)

より専門的なアドバイスを受けたい方は

無料空き家相談会 予約制

法律、不動産、建築等の知識を有した
「空き家相談士」等が、金曜日、
お電話にてご相談をお受けします。



空き家の売却をお考えの方は

岐阜市版空き家バンク

空き家の情報を集約し、ホームページを活用して
情報発信することで、空き家の売却を支援します。

ご相談・お問い合わせは

岐阜市役所 空家対策課

☎ 058-214-2258

岐阜市司町40番地1(市庁舎17階)

8時45分～17時30分(土日・祝日・年末年始除く)

※そのほか、「不良空き家除却費補助金」等を実施しています。※個人情報は厳重に管理いたします。

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工された建築物は、

耐震診断、耐震改修の検討を!【補助制度があります】

(空き家の場合、耐震改修後に居住することが確実に見込まれるものに限りです。)

耐震化のご相談・お問い合わせは

岐阜市役所 建築指導課 ☎ 058-265-3904

8時45分～17時30分(土日・祝日・年末年始除く)